

第十六回国会 電気通信委員会 議録 第十五号

昭和二十八年七月二十日(月曜日)
午前十一時四十六分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君
理事 岩川 與助君 理事 塩原時三郎君
理事 橋本登美三郎君 理事 小泉 純也君
理事 原 茂君 理事 中村 梅吉君
菊池 義郎君 山口喜久一郎君
齋藤 憲三君 廣瀬 正雄君
柴田 義男君 甲斐 政治君
松井 政吉君

出席國務大臣

郵政大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

大藏政務次官 愛知 揆一君
郵政政務次官 飯塚 定輔君
郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 金光 昭君
郵政技官(大臣官房電氣通信監理官) 庄司 新治君

委員外の出席者

日本電信電話公 堀井 剛君
日本電信電話公 社副總裁 勉君
日本電信電話公 社副總裁 秋草 篤二君
社理局長 專門員 吉田 弘苗君
專門員 中村 寅市君

七月十八日

委員玉置信一君辭任につき、その補欠として中村清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中村清君辭任につき、その補欠の審査を本委員会に付託された。

として玉置信一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員中曾根康弘君辭任につき、その補欠として古井喜實君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

戸木小田山線にテレビジョン中継所設置の請願(高津正道君紹介)(第三六四五号)

同月十五日

公衆電氣通信法案の一部修正に関する請願(小笠公昭君紹介)(第三九八二号)

電話事業開放に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三九八三号)

電信電話料金値上げ反対の請願(高橋圓三郎君紹介)(第四〇三〇号)

同月十六日

日吉土居線電話架設の請願(井谷正吉君外二名紹介)(第四二六〇号)

同月十七日

電信電話料金値上げ反対の請願(成田知巳君紹介)(第四五七二号)

同(中村梅吉君紹介)(第四六三四号)

同(原茂君紹介)(第四六八九号)

国立療養所入所者のラヂオ聴取料免除に関する請願(正木清君紹介)(第四五七三号)

亀崎電信電話局統合に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第四六三五号)

同月十五日
電話料金引上げ反対に関する陳情書(東京都中央区日本橋横山町七番地社団法人東京実業連合会会長黒川武雄)(第八六六号)

電信電話料金値上げ反対に関する陳情書(名古屋市中区大池町四番地名古屋電話協会会長伊藤次郎左衛門)(第八六七号)

電話料金引上げ反対に関する陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第九一六号)

同月十八日

電信電話料金値上げ反対に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助)(第九五〇号)

同(大津商工会議所会頭岩崎定次郎)(第九五一号)

同(浜松市議会議長徳田由太郎)(第一〇二三号)

同(神戸商工会議所会頭宮崎彦一郎)(第一〇二四号)

私設電話装置等に関する陳情書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)(第一〇二五号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

公衆電氣通信法案(内閣提出第九一五号)

有線電氣通信法案(内閣提出第九二五号)

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案(内閣提出第九三三三号)

○成田委員長 ではただいまより開会いたします。

公衆電氣通信法案、有線電氣通信法案、有線電氣通信法及び公衆電氣通信法施行法案を一括議題とし、質疑を続けます。質疑は通告順にこれを許します。廣瀬正雄君。

○廣瀬委員 私は公衆電氣通信法案につきまして、大蔵大臣、郵政大臣、電電公社總裁にお尋ねいたします。

電報、電話料金の値上げは、政府原案におきましては平均二割五分ということになっておるのでございますが、私どもいろいろ検討を重ねまして、五箇年間の施設の整備拡充計画を認めますならば、平均二割五分はあまりにも高過ぎるといたしました。二割程度の値上げはやむを得ないであろうというようにいたしたいと考えております。ところが二割五分の値上げを二割に抑えますと、約二十五億円の減収になりますという結果になりますために、五箇年計画を遂行いたしますためには、この二十五億の原資はどこからか持つて来なければならぬことになって参るわけでありまして、これにつきましても私どもいたしましては、企業の合理化あるいは経営費の節約というふうなことも強調したいと思っております。この点も検討したいと思っております。この点も検討したいと思っております。この点も検討したいと思っております。

○堀井説明員 ただいまのお話の通りに、二割五分を二割にいたしますと、大体二十五億の収入減になります。従つてこのことにつきましては、すでに予算が衆議院を通過しておりますので大蔵當局とよく相談をいたしまして、善処する考えであります。

○塚田國務大臣 私といたしましては、電信電話の整備拡充五箇年計画というものを当委員会において、これは必要であるとお認め願つたので、まことにありがたく感じておるのでございまして、その資金は料金値上げで何とかしてやつて行きたいと考えておつたのであります。国会の皆さん方の御意見によりまして、二割程度でしんぼうしておきたいということでありまして、その線に沿ひまして、不足分は必ずどこからか持つて来て計画はぜひ遂行したい。従つてその考え方といたしましては、今御指摘のように公

債のわくを二十五億広げまして百億に
して、その目的を完成したい。そのた
めには大蔵省當局と十分折衝して、そ
の実現に努めたい、かように考えてお
ります。

○愛知政府委員 大蔵省といたしまし
ては、当初来この問題につきまして
は、政府の原案を慎重に審議した結果
の結論として、この際としては適當な
ものであるというふうに考へて参つて
おりまして、現在も率直に申しますな
らば、その方が大蔵省としては適當か
と存じておるわけでございます。しか
しながら国会の皆様方の御審議の結
果、ただいまのような修正ということ
になりますれば、その点につきまして
はただいま公社の總裁及び郵政大臣の
答弁せられましたごとく、われわれの
立場といたしましても御協力を申し上
げまして、目的が達成できるように努
力をして行きたいと考えております。

○松井(政)委員 関連してちよつと郵
政大臣にお伺いいたします。ただいま
の御答弁は、二十五億の減収について
は、五箇年計画を遂行するために足ら
ないので、公算債の考へ方をどのよう
に扱うかという質問に対してのお答え
であります。そこであなたは国会がい
ろいろきめるならば、何とかどこから
か出すと御答弁になりましたが、その
考へ方及び答弁の内容としては、私は
やはり不親切きわまるものだと思うの
です。御承知のように財政法の第三
条は、政府関係機関予算は、特別会計
予算と同じような立場において取扱つ
ておるものではないかと考へるのです。
そういうことを考へますと、衆議院の
段階ですでに予算は通過しておる。
ところがその後において、今度は電話

料金を中心とする政府関係機関として
の電信電話関係の予算に變動を起すわ
けです。従つて予算では原案が通つた
が、法律は修正された結果、二十五億
の減収となる。その赤字はどこから
何とかしてということでは、事案ま
いのです。一体法律が優先か、予算が
優先かということから説き出して、政
府としてはやはり国会の意思通りやろ
うとすれば、現在の立場でそういう修
正案が通つた場合には、このようにし
てやはり法律に基いて、国会の議決に
基いてやるといふ確固たる答弁をしな
ければならぬ段階だと思ふのです。ど
こからか出そうという答弁ではわれわ
れは承服できない。この点はやはり財
政法、予算との関連において、このよ
うにするという担当大臣として明確な
る答弁をお願いしたい。

○塚田田務大臣 私私が申し上げました
気持は、結局二割五分で希望していた
よりも上り上り、二割にどま
つたということになると、不足分を補
うか、それとも計画を縮小するか、ど
ちから選ぶということになるわけであ
ります。そこで計画を縮小するといふ考
へ方は、幸いに皆さん方もおありにな
らないし、私もこれはぜひ計画を縮小
するという考へ方で行かずに、財源をど
こからか持つて来て、これを補うとい
う考へ方で行く方がよいというよう
な表現で申し上げましたので、今のよう
な表現になつたのでありますが、しか
しあと續いて申し上げましたように、
御指摘のように、これは起債のわくを
広げる形で行くのが一番いいと私にも
考へられますので、その線に沿つて、
郵政大臣としての全力を尽して大蔵

局と折衝したい、こういうように申し
上げたわけであります。
○松井(政)委員 そうすれば、これは
大蔵省関係の方にお尋ねいたします。
大臣がおいでになりませんか、次官
から御答弁願ひたいのですが、電電公
社の予算を提出する場合に、五箇年
計画に関する一切の資料も整へ、さら
に政府の預金部資金、公算債のわく等
は、明瞭なる数字に基く資料が出され
て、この予算の審議が行われ、さらに
また公社関係において予算の審議をし
なければならぬ。当該委員会におい
ても法律をつくらうとする場合に、お
のの立場における国家全体の予算
を考へないで、法律の修正しないしは法
律の審議をしようとすることはできな
いのであります。そういう形でものを
考へて参りますと、私はこう了解して
いるのですが、電電公社の計画は当初
予算の通り認める、しかし国全体とし
て考へておる公算債のわく並びに預金
部資金等については補正予算等で処理
する、こう断定的な考へ方の上に立つ
て処理しなければならぬ。今日の段
階でこの修正法律案が通るとすれば、
やはり国会の運営上疑義があります。
だから大蔵當局と郵政大臣は、当該大
臣として考へ方を変更して補正予算
でやろうとするのか、それとも当初予算
計画において国家財政案切りの上に立
つて、ここに修正予算を守らうとする
のか、この点を明らかにしていただき
たい。考へ方がかわつたということな
らば、何をか言わんやでありますか
ら、私どもの方はそれを了承する以外
にはない。

○塚田田務大臣 私といたしましては
補正予算の機会に、これは先ほど申し
上げたように処理したい、こうい
う考へであります。
○愛知政府委員 ただいまの御質疑は
ごもつともこのことでありまして、私ど
もとしては、ただいま郵政大臣の答弁
されたように、補正予算の機会にこれ
を補正しなければならぬまいと考へてお
ります。

○松井(政)委員 これは非常に重大な
問題です。この二十五億ですが、もし
電話料金の修正が行われて、二十五億
という起債のわくは、大蔵省は補正予
算で処理する、あるいは預金部資金等
において処理する場合でも、補正予算
以外に方法はないと私は思ひます。そ
ういたしますと、ただいま運輸常任委
員会にかけられてはいる航空関係の法律
をめぐつて、これはやはり自由党側
の方で議員修正であります、四十億の
起債のわくをつくらうといたしてあり
ます。そうすればあらゆる法律がそう
いう形で、予算が衆議院を通過した後
かわつて参りまして、そして当初予算
の提議権を持つ政府が、国家財政の上
から立てた計画の公算債のわく並びに
預金部資金の使い方等は、はつきり
きまつてゐるのです。そのきまつてゐ
る考へ方を変更するか。補正予算をい
つ出すか知りませんが、その時
期までの間に国全体の財政計画、経済
上の變動がなければ、計画される性質
のものではないと思ふ。もしそれを
やろうとするならば、当初一般会計予
算、特別会計予算並びに政府関係機関
予算を提出したときの情勢とかわつた
という考へ方の上に立つか、政府がみ
ずから政策の変更をして、予算上の措
置を補正予算でやるが、いずれかの考
え方に立たなければなりません。それ

を考へないで、単に補正予算で処理す
るだけでは、やはり政府の担当してお
る財政計画の考へ方というものが、そ
のとき／＼でくずれて来る。予算が通
つたあとで法律が改正されれば、起債
のわく並びに預金部資金の使い方等が
自由にできるというので、補正予算が
え組めばかつてにやれる、こういう無
計画な財政計画は、日本の今日の現狀
としては許さるべきではありません。
従つて政策の変更をして補正予算をや
ると言われるのか、そうではなくして
情勢の變動はない。しかしどうにも
ならないから、補正予算でやる以外に
ないとおつしやるのか、この点を明瞭
にしたいだかなければ、われわれも
この点についてすでに修正案を持つて
おる。従つて資金計画と公算債並びに
政府からの借入金金の裏づけをもつて修
正案を提出するのではありませんから、こ
の点については明らかにしており
らわぬといふか。これはもう一べん大
蔵省の考へ方並びに財政計画を変更し
たのか、それとも変更しないでやれる
とおつしやるならば、どういう根拠に
立つてやられるのか、両者から明快な
る御答弁をお願いしたい。

○成田委員長 これは私からもひとつ
申し上げたいのですが、今松井委員の
質問された点は非常に重大な問題だ
と思ふ。御承知のように最初政府から出
された政府関係機関予算というの
は、二五％の値上げをしようとした。
それによる法律案を根拠に置いて、政
府関係機関の予算の御提出があつた。
ところが予算は原案通り通過した。と
ころがその裏づけをなしておるところ
の法律は、大抵お聞き及びだろつと思
いますが、先ほど廣瀬委員の御質問に

もありましたように、五%引下げた二〇%案によつて、法律が修正されようとしてゐる。当初出された法律案と予算案はうらはらの関係がある。予算はもう通過した。そのうらはらの関係にある法律は、相当大幅な改正をやるうとしてゐる。ここに公社法上、財政法上相当重要な問題があると思う。今塚田郵政大臣は、補正予算の際に考えよう、こういう御答弁をなさつたのです。公社法上の根拠は一体どこにあるか、ひとつお示し願ひたい。

○愛知府政委員 私から先に御答弁いたします。先ほど御質疑がありました中に、運輸委員会における云々という御発言がありました。私は現在のところそのことは承知いたしておりません。それから本件につきましても、先ほど率直に申し上げるという前提によつて申し上げておきますように、財政当局といたしましては、今でも原案が適当だと私はかたく考えておるものであります。しかしながらこの法律案の審議に際しまして、国会の衆議院の皆様方が、これは修正した方がよいという御意向で御修正をなさるのかもしれないと思つておられます。そうならば財政当局としては、その修正案が出た場合にそれが実施でき得るよう、最善の御協力を申し上げるよう、ほかにかたがたあるまい。従つてわれわれとしては数字なり、その内容として、どういふことが考えられるかという点であります。これは公社債の増額もできましよう。あるいはまた資金運用部資金ということもありましよう。そのいずれも、私が前にも御答弁申し上げたように、非常に困難でございます。困難でございますが、国

会の意思を尊重しなければならぬ政府としては、さうにやるのが当然だと思つて、そのことを申し上げたわけでありませう。

○塚田郵政大臣 私も松井委員の御指摘になつておる点はかなり問題であり、心配はしておるのであります。ただ法律と予算がいつもこういう関係になつて前後して出て来た場合に、同じ問題が出て来るのであります。ただその修正が予算の歳入そのものに關係して来るか、または資金面で關係して来る場合も、資金運用部の資金でもつて何とかが処置しなければならなくなつて来るか、あるいは公算のわくで考えなければならなくなつて来るか、これは三段で非常に影響が違ふのであります。従つて私も今通過いたしました予算を組みましたときに考えておりました国全体の予算、それから金融の情勢、そういうものから行きますれば、政府原案の通りにぜひ行きたいと思つておられます。しかしこれはいろいろ別な面からの御考慮があつて、値上率は二割程度が適当ではないか、こういうふうにお考えになつた場合には、どうしても追加資金は出せない、もしくは出しては金融政策の基調に非常にくずれが出て来るというふうな場合には、どうしても規模を縮小するという形で行かなければならぬ。ただ幸いに今日の日本の一般の起債計画その他のわくの中で、二十五億程度のものならば、その基本の金融政策を考慮するといふほどで行かないで、私は問題の処理ができるのではないかと、私に考へておられますところが、私がぜひこの案で行きたいと考へる点であります。しかしただいま御指摘のように、

さらに同じような考へ方が運輸委員会にもある。そうしてだん／＼その金額が大きくなつて来るということになる。これは御指摘のように国の基本になつておる金融政策、そういうものに影響を来して来るから、これは慎重に考へなければならぬと思つておられます。はり国会の皆さん方が御判断を願うときにも、そういう面もあわせてきつと御検討くださつておると思ひます。その運輸委員会の場合にはそれ／＼また、そういう面であらうとお考えを願つた。またそのときに向うの委員会の情勢が、考へがきまつた場合に、今申し上げたような観点から、これに賛成をするかしないかという問題の判断をする。従つて私としては今の電信電話を考へる立場としては、今申し上げたような考へ方では補正予算の機会に、そういうようにして計画をくずさずに行つて行きたい、こういう考へでおります。

○松井政委員 関連質問です。から、修正案が出されたときに、修正案を提出された側と政府側との意見を一緒に聞きたいと思ひます。ただ一つ私が申し上げたいのは、たゞ二十五億でありましても、今度政府が財政金融計画の上からはき出したところばんの中には、預金部資金としては公社に一つも金もよこさない、預金部資金は余り一銭もない予算が国会を通過いたしておる。それでございませう。それから起債のわくも要するに七十五億と押えられたものが、その資料に基いてその通りの予算が衆議院を通過いたしておる。ここで法律が改正されて、行政担当者が法律をまじめにやろうとする場

合には、現在わくがないのでございませう。わくがないといふことは、たゞ二十五億といふことも財政計画の変更か、政策の転換か、さもなければ補正予算を組む時期において、それだけの預金部資金がどこからか余つて来るか、いづれかの見通しでなければならぬ。それを私はお伺ひしておる。その見通しが立たないで、あるいは公算債にやろう、あるいはやつてみよう、あるいは預金部資金が余つたらそれでやつてみようといふようなごまかしでは済まない。確固としてやるならやるべきものは、考へ方をかえるか、どこからか捻出する財源を責任を持たなければならぬから、その捻出できる財源といふものをどこに求めておるか、こまごまおつしやらなければ法律の裏づけとならない、それを私はお伺ひしておる。これは今大臣が言われましたように、修正を提出される方でも、国家財政の上からそういうことは考へておられるだらうと言いますから、それはそのときに提出者と両方に明快なる御意見をお伺ひしたいと思ひます。から、私のたゞいま申し上げたことはそのときに御答弁なされてけつこうであります。

○成田委員長 いろいろ修正案に関連して、各委員から質疑が出るだらうと思ひますが、今松井委員の御指摘になつたのは、主として修正案の通つたあとの資金面その他の処置についての政府の方針を伺つたのですが、私が一点お尋ねしたいと思ふのは、予算と法律といふものはうらはらの関係があるわけですか。予算は原案がそのまま通つたが、その裏づけである法律は相当大幅

な修正を受ける。そうすると法律案と予算の間にギャップが出て来る。ある意味においてから予算が組まれたといふことになりませう。たとえば予算書を見ましても、損益勘定から資本勘定へ二割五分引上げることによつて七十六億繰入れた、そして資本勘定から建設勘定へ七十五億も繰入れたところの四百二十六億を繰入れておる。これが予算として通つておる。もし二割の修正案が出ましたら、この七十六億の問題もあるいは四百二十六億の繰入れといふことは、事実上不可能なんです。そうすると予算といふものはまつたかからの予算が通過した、これに基いて公社が経営をやるといふことになりませう。と、相当問題だと思ふ。法律と予算との関係、こういう点についても後ほど委員会が質疑があると思うのですが、十分御研究願ひたいと思ひます。

○原(茂)委員 今の問題は、あとで修正案が出てから質問をしたいと思ひますが、前の委員会が質問をしたいと思ひながら残つていた問題について、二、三お伺ひしたいと思ひます。

第一点は、通信省が従来やつておりましたときには認めておりました電話の加入権の問題ですが、現在は譲渡を禁止しておりますが、このまま禁止する御意向か。あるいは今日のような金融政策の状況の中では、中小企業は、電話加入権に対して相当確実な担保としての融資の道が實際はやられておるわけなんです。事実行われておるものを法文の中で禁止になつておりますが、この法文をそのまま生かして、今後加入権の譲渡を禁止して行く意向であるか、あるいは近くこれを改正す

る御意向であるならば、いつごろ改正されようとするのかをお伺いしておきたい。

○顧問委員 譲渡禁止は、占領下におきましてポツダム政令によつて行われおつたのでありますが、御承知のようにはそれは失効いたしました以来、譲渡禁止というものはなされておきません。それから今回の法律案におきましても譲渡禁止はしてありません。

○原(茂)委員 質権の設定はどうでしょうか。

○顧問委員 質権の設定問題につきましては、いろいろと考究いたしましたのでありますが、法律案によりまして質権の設定は認めておりません。

○原(茂)委員 現在税金の滞納などがあると差押えたり、実際にはやつておるわけですが、これと質権の設定禁止と関連して考えますと、少し矛盾があるように思ふのですが、その点のお考えをひとつ……

○顧問委員 必ずしも矛盾しているとは考えておりませんが、もちろん財産権の本質から申しますれば、質権の設定等も認めて行くのが一般の理論かと思ひます。しかしながら電話加入権につきましては、特殊の加入契約、すなわち電話の利用関係でございまして、常にこれが質権の設定対象になるといふことは、権利関係の非常な複雑性を来すといふことで、法律によつてそういうものを認めない方が、電話本来の利用態勢からいふのじやないかといふことで、質権の設定を認めないといふだけの理由でございします。

○原(茂)委員 それは次会に譲ります。もう一点お伺いしたいのは、現在電話架設の申込みをいたしますと、申

し込んだ方はいつ施設してくれるのかわからない。ただ在待待つておるわけですが、やはり公社の性質から言つても、申込みがあつたら一定の期間内に必ず、何月ごろは設置する予定だといふふうに返事を申込者にすべきではないかと思ふのですが、はなはだしいのがあります。公共事業の、しかも独占的事業の性格から言つても、当然予定の設置月日を返事する。もし三月も四月も返事がなかつたときには、当然すぐ設置されるものと認めるようにでもしなければ、私は公社の性格上よくないと思ふのですが、そういう返事をすぐするような方式はとれないものか。

○顧問委員 ごもつともな御意見でございまして、申込みがありました場合には、常に事情は御説明いたしておきます。電話の申込みだけで、まだこちらが承諾しないという形が現在とられておりました、その承諾のいわゆる順位といふことに相なつておる次第であります。お申込みの際、大体いつごろその方面はつくであらうかといふような点は、詳しく御説明いたしておる次第でありますけれども、それがあつては二年、三年となつておる場合におきまして、その申込みを一年程度で整理するかどうかの問題も、実は私どももよくおつておるであります。ことに社債の六万円を御負担願うようなときには、やはり全部の申し込まれた方に御照会を申し上げたところ、御返事のない方もあるのであります。そうすると、結局もしお引受にならないければ、この申込みはもう解消したものと認めるわけにも参りませんので、そのために負担金は承諾できない、しかし申込みは申

し込んでおくのだという方もあるわけでありまして、そういう方の申込書は別途整理いたしております。そこでたゞいまおつしやつたような御意見、私どももできるだけ申込みを常に整理して、申込者に対して、一体その後はどうなつたという事態をはつきりさせることは必要だと思ひますので、御趣旨のような点につきましてはなお改善いたして行きたいと存じておりますが、現在におきましては、申込みを受けました際に、状況はよく御説明は申し上げておるような次第であります。

○成田委員 ほかには御質問はございせんか。——では私から一、二郵政大臣にお伺いしたいと思ひます。公社法第六十一条に、「公社は、毎事業年度、経営上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失の補てんに充て、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。」とありまして、二項に「公社は、毎事業年度、経営上損失を生じた場合において、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。」とあるわけですが、この条文によりまして、益金が生じた場合に、繰越積損金を補填してその残余があるときには、積立てて整理しなければならぬ、その積立金勘定にまわせば、二項は、この積立金を解除する規定だと思ひます。すなわち経営上損失を生じた場合において、積立金を減額して整理し、なお不足額があるときは欠損金として整理しなければならぬ、こうなつておるわけですが、そこでこの積立金を解除する規定は二項以外にはないわけですか。一般の民間会社なんかでしたら、相当積立金が出まして、しかも積立金を持つておる場合に、たとへば今度の北九州の災害とか、そういう資金手当をしなければならぬ。株主総会の決議でその積立金をくずす、こういう規定があると思ふのです。ところが六十一条の二項に、経営上の損失を生じた場合には積立金をくずすという規定だけありまして、それ以外の積極的な規定は全然ないのですが、これについて公社としてはどういう考えを持つておられるか、せつかくの積立金ですから、これを運用する規定というものは当然あつてしかるべきだと思ひますが、いかがでございましょうか。

○秋草委員 公社がその法律の解釈を決定するわけには参らぬのでありますが、私公社の経理局長として見ますと、この法律は、委員長のお説の通り、積立金をする場合の規定、同時にこれをくずす場合に、一部について欠損が生じた場合にこうしてよろしいというだけでありまして、一般の会社におけるような、積立金をもう少し自主的に行う余地が欠けておるといふふうに考へるものであります。この点につきましては、公社法がございまして、だ日も浅いのでありまして、大蔵省當局とも私一、二回交渉したこともありますが、やはりもう少し積立金を解除する場合の考慮を払うべきではなかつたかといふような解釈を下しておるようでありまして、公社としまして、希望としましては、この積立金の解除に向い得るような、もう少し積極的な規定を入れてほしいというような感じがいたしま

す。たとえば、先般も参議院におきまして新谷委員から、やはり風水害などの場合におきましては、災害準備金というようなものを設けたらどうかというような御質問があつたのでありますが、災害準備金そのものを設けることは、積立金と同じでありまして公社は配当もいたしませんし、税金の課税もありませんので、資本が外部に流出するといふおそれはないのでありまして、問題は積立金の内部蓄積といふものを、いかにして有効に解除するかという規定が、より有効なのであります。そういう点におきまして、現在積立金はできるけれども、これを必要な場合にもう少し、ただ赤字のときはかりではなくて、積極的に解除できるといふような方向に持つて行つていただけたならば、私どもは非常に幸ひだと思つております。ちょうど電力でも、湯水準備金というようなものが電力会社にございまして、こうしたような処置を風水害、あるいは一般の経営の不調なる場合、臨機に一応出すことができれば、きつというやうなことを考究してみたいと思ふのであります。公社としましては、これはよくと考慮いたしまして、監督官庁と相談の上、機会がございましたらあらためて御審議をお願いしたいと思つております。

○成田委員 塚田郵政大臣に次にお願ひいたします。今公社側から六十一条の解釈の説明があつたのであります。よく塚田郵政大臣は、公社会計と官庁会計の違つところは、公社会計といふものは非常に弾力性のあるところにある、こういうことを強調なさつておるのですが、この六十一条には事実上弾力性を付与するといつても、会計

上は付与できない結果になると思うのであります。こじきがたくさん貯金を持つて、それを持つて死ぬようなことにならないとも限らない。この六十一條の解釈では、これは少し無理じやないかと思うのですが、法律的な改正をやつていただきます。塚田郵政大臣の言われる弾力性のある公社会計に進ましていただきたい、こういうふうに考えております。

○塚田國務大臣 私も今御指摘を受けて初めて読み直してみたのであります。この規定自体は、これは民間の企業もこういうふうになつてゐるのであります。この規定自体で公社会計が民間企業と同じように行かないということではないので、民間企業も積み立てておつて、その積立ては損出の場合でなければ原則としてくずさないし、損失があれば、それをまず埋めて、余つたのを残して行くという考え方がなつておるのですが、ただこの規定が公社会計の規定でありながら、むしろ民間企業の規定のようになつておることに、非常に誤解を起す面があるものであります。積立てはくずさないでも、建設や何かの資金には使つて行く。そして民間企業のように損益計算をすれば、現金やもしくは預金が、たとえば建物とか機械にかつた分は、これは資産負債の振替でありまして、これは積立金をとりくずすというふうな形にならないで済む。ただ公社会計はそういうような解釈ではやはり行けないと思ひますから、何か少しその辺をはつきりと書く場所を探して、そのところに今御指摘のような趣旨のものを書き表わさないと、今後の公社の運営に混乱をする面が確にあると思ひ

のであります。この規定自体には原因はないのじやないか、こういうように私は考えております。

○成田委員長 次にもう一点承つておきたいのであります。これは先般の委員会でも橋本委員から指摘がありまして予備費と総則二十四條の關係でございまして。予備費といふものは、塚田郵政大臣の御答弁にもありましたし、私の質問に対しても御答弁があつたのであります。予備費といふものは単なる災害復旧だけの予備費ではない、給与改善にも充てられる、こういう御答弁があつた。私たちも当然だと思つておりますが、総則二十四條の解釈で、臨時的に支給することができる給与の限度額を二億円とする、この規定してある。この二億円を、予備費のうちの給与に充てることのできる限度を二億円とするのだ、こういう意味に解釈してゐる向きも一部ではあるらしい。しかしながらこの二十四條は、あくまでも二十三條の給与總額に対する例外規定だと思ひます。従つて予備費とは全然無關係な立場にありまして、二十三條に規定された給与總額に対する例外として、経済事情の変動その他予測することのできない事態に應ずるために、二億円を限度として支給する、この解釈するものが二十四條の精神だと思ひ。一部に逆に予備費の中の給与に充てられる限度を二億円だといふふうに解釈してゐる向きもあるようですが、この際郵政大臣の御答弁を明確に承りたい。

○塚田國務大臣 これは考え方としては、私は委員長の御指摘のように、全然別のものだと考へる。しかし予備費にゆとりがあれば、その予備費の中か

らこの財源が出るということも考へられるが、實際の運営としては予備費の中からこれが出て、予備費がなくなるという形が出て来る場合もあり得ると思ひますが、この点は先般事務當局が大蔵省と話をしたそうでありまして、まだ大蔵省の確定的な結論が出ておらぬようであります。私としてはこれはどうしても予備費とは別のものであるという解釈をとつて、そのように解釈を固定して行きたい。

○成田委員長 ほかに質疑はございせんか。——これにて通告のありましたすべての質疑は終了いたしました。

ただいま自由党中村君より、自由、改進、自由三派共同提案にかかる公衆電気通信法案に対する修正案が、日本社会党柴田君及び日本社会党松井君より日本社会党兩派共同提案にかかる公衆電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案、兩案に対する修正案が、それ／＼委員長の手元に提出されております。

まず各修正案についての趣旨の説明を求めます。齋藤憲三君。速記をとめて。

〔速記中止〕

○成田委員長 速記を始めて。暫時休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十八年七月二十七日印刷

昭和二十八年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局